

平成 29 年 7 月 4 日

福岡市

総務企画局企画調整部

住宅都市局都心創生部都心創生課

市政記者クラブ各位

『旧大名小学校跡地』の航空法高さ制限が緩和されました！

国家戦略特区として福岡市において認められている、「航空法高さ制限のエリア単位での特例承認」について、新たに旧大名小学校跡地が認められました。

これによって、ランドマークとなるビル建設、建物低層部のゆとりある空間（広場、歩行空間等）の確保や校舎を活かした魅力あるまち並みの形成など、プランの自由度が上がり、民間活力を最大限活用したまちづくりが可能となります。

旧大名小学校跡地活用にあたっては、平成 29 年 10 月より事業者公募を予定しており、天神ビッグバンの西のゲートとして、地域にとって、福岡市の将来にとって魅力的な場となるよう取り組みを進めていきます。

都心部においては、このような規制緩和によって、スピード感を持って都市としての耐震性、供給力、魅力の向上を図り、安全安心なまちづくりを進めるとともに、企業立地などを促す魅力的な環境づくりを促進し、新たな雇用創出につなげていきます。

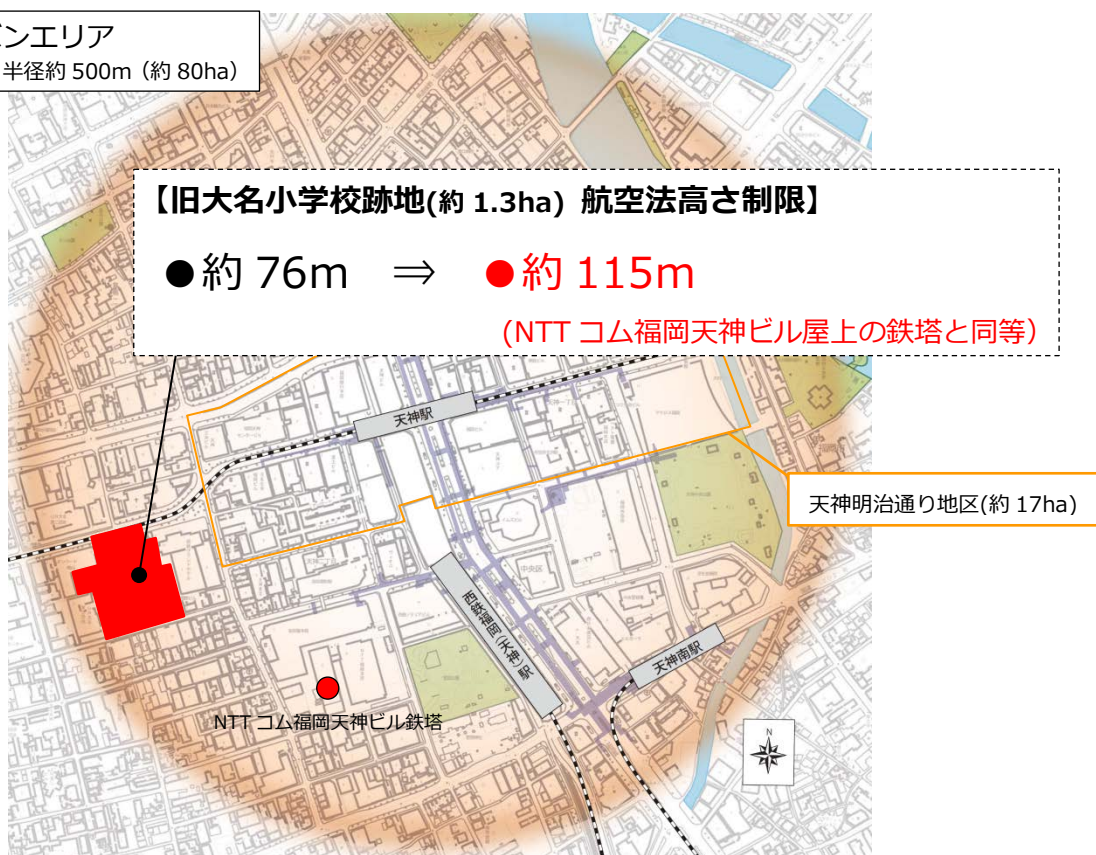
【位置図】

天神ビッグバンエリア
：天神交差点から半径約 500m（約 80ha）

【旧大名小学校跡地(約 1.3ha) 航空法高さ制限】

●約 76m ⇒ ●約 115m

(NTT コム福岡天神ビル屋上の鉄塔と同等)



【問い合わせ先】

- 航空法高さ制限のエリア単位での特例承認に関すること
住宅都市局都心創生課 宮本、高橋（電話 711-4426 内線 4891）
- 国家戦略特区の制度全般に関すること
総務企画局企画調整部 中島、岡崎（電話 711-4958 内線 1215）

航空法高さ制限のエリア単位での特例承認(旧大名小学校跡地)

【現 状】 福岡は空港に近い、ビジネスに便利
しかし航空法による高さ制限・・・



福岡都心部は多くのビルが更新時期を迎えている
⇒「容積」の緩和（福岡市容積率緩和制度：H20.8）
⇒「高さ」の緩和が必要

【国家戦略特区】 航空法高さ制限のエリア単位での特例承認（H26.11）

【ルール】 航行の安全に支障ない周辺の既存物件に基づく一定の高さをエリア全体の目安として速やかに提示した上で、福岡市による具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続きを進める。

第一弾【天神明治通り地区】 今回【旧大名小学校跡地】 今後【相談中】

約 67m (地上 15 F)

約 76m (地上 17 F)

※H26.11.4 事前明示

約 76m (地上 17 F)

約 115m (地上 26 F)

※H29.7.3 事前明示

- 天神明治通り地区 (更なる緩和)
- WF 地区
- 博多駅周辺地区

※別のエリアについて相談があった場合も、同様に扱う

都心部の機能更新が更にスピードアップ

【効 果】 都市としての耐震性、供給力、魅力の向上

安全安心なまちづくり・新たな企業誘致と雇用の創出

＜企業立地などを促す魅力的な環境づくり＞

- ・ランドマークとなる建物建設
- ・魅力ある街並みの形成
- ・低層部のゆとりある空間の確保
- 等が可能に

事務連絡
平成 29 年 7 月 3 日

福岡市長 様

内閣府地方創生推進事務局長

国家戦略特区における航空法の高さ制限の
エリア単位での特例承認について

平成 29 年 6 月 28 日付総企第 114 号で相談をいただきました
標記の件につきまして、平成 26 年 11 月 4 日の事務連絡で示した
「エリア一体の目安として提示する高さ」として、国土交通省より下
記のとおり見解が示されましたのでお知らせいたします。

記

＜エリア一体の目安として提示する高さ＞

- ・大名二丁目地区地区計画（案）区域については、NTT コム福岡天神ビル屋上の鉄塔と同等

総 企 第 114 号

平成 29 年 6 月 28 日

内閣府地方創生推進事務局長 様

福岡市長 高島 宗一郎
(総務企画局企画調整部)



国家戦略特区における航空法の高さ制限の
エリア単位での特例承認について（相談）

平素より本市の「グローバル創業・雇用創出特区」の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、国家戦略特区における航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認につきまして、平成26年11月4日付事務連絡に基づき、下記エリアに係る記載の周辺地区の既存物件を踏まえた適用可能な範囲と建築可能な高さをお示しいただきますようお願いします。

なお、大名二丁目地区地区計画（案）区域については、現在公募に向けた手続きを進めているため、早期の対応をお願いします。

記

＜エリアと提案内容＞

- ・大名二丁目地区地区計画（案）区域：NTT コム福岡天神ビル屋上の鉄塔
- ・天神明治通り地区地区計画区域：NTT コム福岡天神ビル屋上の鉄塔
- ・ウォーターフロント地区第1ステージエリア：博多ポートタワー
（中央ふ頭地区地区計画区域を中心に）
- ・博 多 駅 周 辺 地 区：福岡朝日ビル避雷針

事務連絡

平成 26 年 11 月 4 日

福岡市長 様

内閣府地域活性化推進室長

国家戦略特区における航空法の高さ制限の
エリア単位での特例承認について

福岡市国家戦略特別区域会議でご提案いただいております標記の件につきまして、国土交通省より下記のとおり見解が示されましたのでお知らせいたします。

記

航空法の高さ制限の基準の運用については、航行の安全に支障のない周辺の既存物件に基づく一定の高さをエリア一体の目安として速やかに提示した上で、福岡市による具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続を進めることといたします。

＜エリア一体の目安として提示する高さ＞

- ・天神明治通り地区地区計画区域については、福岡市役所避雷針と同等

※今後、福岡市内の別のエリアについて相談があった場合も、同様に扱うものとする。